平成２６年（フ）第４５１号
熊本市北区植木町岩野317番地33
破産者　角田　和博
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９８号
仙台市太白区秋保町境野字中原92番地５
破産者　有限会社伊藤商運
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
東京都八王子市大和田町２丁目21番26号パインハウスＣ103号
破産者　谷合　　誠
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８５号
三重県桑名市寿町１丁目15番地　ラ・ポルテ桑名駅前401号
破産者　中谷　　太
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８５号
三重県松阪市嬉野中川町590－４、住民票上の住所岐阜県可児市下切3235番地１　Ａ棟－２
破産者　水谷　　均
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８６号
三重県四日市市水沢町4064番地の43
破産者　有限会社川嶋製茶
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
三重県いなべ市大安町丹生川上588番地
破産者　坂本　伸二
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
福岡市南区多賀１丁目１番１－204号、開始決定時の住所三重県三重郡川越町大字豊田971番地１　ビーンズ　105号
破産者　石本　裕昭
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６８号
佐賀県武雄市北方町大字志久1918番地２
破産者　江頭　秋子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４１号
佐賀県武雄市山内町大字鳥海18023番地５
破産者　坂口　貴亮
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７５号
佐賀県鹿島市大字納富分4804番地10
破産者　有森　龍浩
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２４０号
札幌市白石区北郷３条14丁目４番28号
破産者　橋本　和昌
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０号
宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田４番地70五反田北住宅２号棟211号
破産者　細川　志穂
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
仙台市宮城野区福室５丁目23番８－104号
破産者　名取　紀男
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　鶴ケ谷第二市営住宅４Ａ３棟22、従前の住所仙台市太白区東中田３丁目20番25号
破産者　佐伯　茂義
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
宮城県東松島市大曲字前畑57番地２　市営五味倉住宅213号室、前住所宮城県東松島市赤井字川前四番104番地８
破産者　阿部　由美
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
秋田県大館市字長木川南340番地１
破産者　小笠原久子
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５５号
秋田県大館市長坂字坂地18番地
破産者　髙橋　光大
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第９９号
山形市相生町８番20号　アーバンライフ相生町Ｃ　112号、開始決定時の住所山形市あかねケ丘２丁目７番21号
破産者　安齋　貞男
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部